

令和6年度第2回京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録
令和6年度第2回京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 日時 令和7年3月24日（月） 13：30～15：00

2 場所 京都市役所分庁舎 地下一階 会議室
（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488）

3 出席者

（1）委員（五十音順）

赤澤委員【委員長】、木村委員、柴田委員、高山委員、永井委員

（2）事務局

（京都府）萬谷文化生活部文化生活総務課参事、担当職員

（京都市）平井地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長、
小林市民活動支援課長、奥村担当係長、担当職員

4 議題

（1）諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査（継続）

（2）条例指定NPO法人の外部評価結果の報告

（3）京都府及び京都市の条例指定の状況の報告 等

5 公開・非公開の別

議題（1）非公開

議題（2）（3）公開

6 議事の概要

（1）委員紹介

（2）委員長の選任

「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例施行規則第22条第1項」及び「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則第18条第2項」の規定により、赤澤委員が委員長に選任された。

（3）委員長職務代理者の指名

「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例施行規則第22条第3項」及び「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則第18条第4項」の規定により、委員長が柴田委員を委員長職務代理者に指名した。

(4) 諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査（継続）

特定非営利活動法人フォーラムひこばえ（京都市所管）について

京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会運営要領第4条及び京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会運営要領第4条の規定により非公開

答申結果

特定非営利活動法人フォーラムひこばえについて、「京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例第7条第1項第1号」及び「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定制の手続等に関する条例第7条第2項第1号」に規定する継続の基準に適合すると認めるのが相当であるとされた。

(5) 条例指定NPO法人の外部評価結果の報告

古材文化の会の外部評価結果について、資料「特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について」に基づき事務局から説明した。

【主な質疑応答】

(赤澤委員長) 今後の事業のベースになる活動の場所ができて、次の運営体制を考えておられるということか。

(事務局) 以前より、法人も言っておられることであるが、会員や職員の年齢層が高くなっているのも、若手を入れていきたいというのは、引き続き課題とされているようである。

(赤澤委員長) 最低賃金が上がっている中で、いい人材を確保しようとなると、人件費の原資をどのように確保していくかが課題で、同じような問題を多くの法人が抱えている。

(柴田委員) 情報発信が課題になっているのは、若手世代を確保できていないことの表れであるのか。

(事務局) ホームページの更新は、昨年度より計画されていたことであり、今年度中に進める予定であったが、それが延びてしまい、今年8月には改修予定と聞いている。

(木村委員) 実際に会員になる方は、何を見て会員になられるのか。また、どのような方が寄附されるのか。

(事務局) 会員になられるのは、おそらく建築の専門家や事業で関わった方からの紹介や口コミである。活動内容が建築関係のため、会員になるのも、寄附をするのも、その関係でつながりがある方と思われる。

(柴田委員) 法人会員は、具体的にどのような団体が多いのか。

(事務局) 工務店など建設関係である。建物調査や設計監理を受託しているが、会員に作業依頼していることもある。

(柴田委員) 法人会員の規模にもよるが、そこに若手スタッフがいるなら、法人会員向けに何かやってみてはどうかと思う。情報発信については、フェイスブックやインスタグラムなど様々なツールがあるが、結局、どこにターゲットを絞るかが重要であり、ホームページの充実は第一に必要なとしても、他の情報ツールをどのように利用するかは、まずターゲットをどこにして、どのようにアプローチするかを考えることが重要である。

(赤澤委員長) 法人に若い人を巻き込んでいくという話は、実際にどの年代を想定しているのかが分からないが、定年退職して、これから何かやるぞとても元気な方もいるし、地域のために何かしたいという方もいると思うので、文化財マネージャーの育成講座に参加された方なども含めて、うまく巻き込んでいってもらえたらと思う。

(木村委員) 未収金が結構あるが、毎年このような金額なのか。

(事務局) 行政からの受託業務の未収金である。

(赤澤委員長) いただいた意見としては、これまで活動を着実に実施されていること、また拠点を設けて、これからも活動を続けていかれるところが評価できる点であると思われる。今後、活動をより拡大していくためには、やはり新しい支援者や担い手を獲得する必要があるため、どこにターゲットを絞るかを考えて、もう一段階上の会員募集や寄附募集の取組を進めていただきたいというところである。

(永井委員) いきなり会員となるのは難しいと思うので、新しい拠点で、持ち込み企画でワークショップを行うなど工夫して、新たな人の関わりを築き、その中で法人のファンを増やし、会員につなげていくような取組をしていただくとよいのではないかと思います。

(6) 京都府及び京都市の条例指定の状況等について

京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況」及び「条例指定NPO法人の寄附金の状況」に基づき事務局から説明

(赤澤委員長) 最近は、条例指定法人になるための相談は少ないのか。

(事務局) 絶対値や相対値による認定法人になるための相談の方が多い。その中で条例指定制度の説明をするが、条例指定は時間がかかるため、しばらくすれば、P S T基準を満たせる場合などは、そちらを待つという選択肢をとられることもある。

(赤澤委員長) 法人の将来像によっても変わるかもしれないが、このように外部の評価を受けられる、第三者の意見を聞けるという機会は重要かと思う。

(永井委員) 条例指定法人になるためのインセンティブをはっきりさせると、法人もメリットを感じやすくなるのではないかと思う。

(事務局) 先日、条例指定法人の実地調査に行った際に、5年に一回ではなく毎年来てもらえたらという声をいただいた。きちんと運営されているかを確認する意味で、法人にとっても有益かと思うので、希望があれば、対応することも考えていきたい。